

5 違反食品等処理状況

平成25年度の違反食品等の発見（他機関からの違反通知により処理したものを含む。）件数は48件である。

違反等の内容を見ると、6条（販売等を禁止される食品及び添加物）違反（疑いを含む）6件（12.5%）、11条（食品等の規格及び基準）違反5件（10.4%）、19条（表示の基準）違反（疑いを含む）4件（8.3%）であり、不良食品は32件（66.7%）、表示の不適合食品は1件（2.1%）であった。

食品について見ると、魚介類（25件）に違反等が多く発見された。

違反食品等の原因施設に対しては、行政処分等の措置を実施するとともに、違反原因の調査、再発防止の措置等の指導を実施した。

（1）年度別違反食品等状況

年度	違反区分													製造所		
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	19条	20条	25条	小計	不良	不適合	計	県内	県外	国外
25	6			5			4			15	32	1	48	39	7	2
24	5		1	7			2			15	33	1	49	42	5	2
23	3		1	2			5			30	27	2	59	49	9	1
22	6			8			6			20	15	2	37	30	5	2
21	6			8						14	20	1	35	25	10	

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

（2）違反食品等発見件数

食品区分	違反区分													製造所		
	6条	9条	10条	11条	16条	18条	19条	20条	25条	小計	不良	不適合	計	県内	県外	国外
合計	6			5			4			15	32	1	48	39	7	2
魚介類				3			1			4	21		25	25		
冷凍食品																
生食用冷凍鮮魚介類																
その他	1			1						2			2		1	1
魚介類加工品	1									1	4	1	6	4	2	
肉卵類及びその加工品																
乳																
乳製品												1	1	1		
乳類加工品																
アイスクリーム類・氷菓				1						1			1	1		
穀類及びその加工品												1	1	1		
弁当類	2									2	1		3	3		
野菜類果物及びその加工品								1		1			1		1	
菓子類	2							2		4	1		5	4		1
清涼飲料水												1	1		1	
酒																
精飲料																
氷雪																
水																
かん詰・びん詰食品																
その他の食品												2	2		2	
添加物																
化学的合成品																
その他の添加物																
器具及び容器包装																
おもちゃ																
洗浄剤																

（注1） 広島市、呉市及び福山市を除く。

（注2） 違反区分には疑いを含む。

(3) 食品別違反等件数

食品名	違反区分	発見件数	6条			10条		11条		18条		不良			
			腐変敗・異物	その他	その他	甘味料	着色料	その他	成分規格	その他	蛍光物質	その他	異臭	異物	発かびの生
魚介類		24						3					1		20
冷凍食品	無加熱摂取														
	凍結前加熱・加熱後摂取														
	凍結前未加熱・加熱後摂取	2	1					1							
生食用冷凍鮮魚介類															
魚介類加工品（かん詰・びん詰を除く。）		5	1									1	3		
肉卵類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）															
乳製品		1											1		
乳加工品（アイスクリーム類を除きマーガリンを含む。）															
アイスクリーム類・氷菓		1						1							
穀類及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）		1												1	
弁当類		3	2										1		
野菜類・果物及びその加工品（かん詰・びん詰を除く。）															
菓子類		3	2										1		
清涼飲料水		1											1		
酒類															
氷雪															
水															
かん詰・びん詰食品															
その他の食品		2										1	1		
添加物	化学的合成品及びその製剤														
	その他の添加物														
器具及び容器包装															
おもちゃ															
洗浄剤															
計		43	6					5				2	9	1	20

(注1) 広島市、呉市及び福山市を除く。
 (注2) 違反区分6条には疑いを含む。

(4) 表示違反等の状況(第19条)

食品	違反項目	発見件数	名称	製造所 又は加工所	製造地 又は所在地	製造者 又は加工者 の氏名	消費期限 又は賞味期限	添加物 表示	主原料 及原材料	添加物 表示	使用・保 存の基 準は別 途	殺菌方法	その他	不適正
マーガリン														
酒	精飲料													
清涼飲料	水													
食肉製品														
魚肉ハム・魚肉ソーセージ・鯨肉ベーコン														
シアン化合物を含有する豆類														
冷凍食品														
放射線照射食品														
容器包装詰加圧加熱殺菌食品														
容器包装に入れられた食品	食肉													
	生かき	1	1	1	1	1					1		1	
	生めん(ゆでめん類を含む。)													
	即席めん類													
	弁当													
	調理パン													
	そうざい	2		1	1									1
魚肉ねり製品														
生菓子	1		1										1	
上記以外の加工食品	1								1					
添加物														
乳及び乳製品	牛乳													
	加工乳													
	アイスクリーム													
	はっ酵乳													
	乳酸菌飲料													
	乳飲料その他													
計		5	1	3	2	1	1			1		2	1	

- (注) 広島市、呉市及び福山市を除く。
- (注) 違反項目には疑いを含む。
- (注) 1発見件数に複数の違反内容を含む場合がある。

(5) 平成25年度違反食品等発生事例

番号	通報機関	処理機関	品名	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
1	西部呉	呉市	米菓	第6条第4号 (疑い)	異物(クギ)混入	呉市へ通報
2	西部東	大分県	佃煮	第19条2項 (疑い)	販売者法人名, 所在地の表示 欠落	大分県へ通報
3	呉市	西部広島	弁当	第6条第4号	異物(ガラス類似物)混入	始末書徴収
4	西部	岡山市	魚肉練り製品	不良	異物(ボタン)混入	岡山市へ通報
5	西部広島	北九州市	えだまめ(冷凍食品)	第11条3項	成分規格違反(フェンプロパ リン0.04ppm検出)	北九州市へ通報
6	東部	東部	アイスマルク	第11条2項	成分規格違反	営業禁止(一 部)廃棄命令
7	呉市	東部	寿司	不良	異物(昆虫)混入	指導
8	大阪市	西部	発酵乳 (フルーツヨーグルト)	不良	異物(塗料類似物)混入	報告書徴収
9	広島市	東部	パン	不良	カビ発生	報告書徴収
10	西部東	長崎県	カレー (容器包装詰加圧加熱殺菌食品)	不良	異物(毛髪)混入	長崎県へ通報
11	横浜市	東部	乾燥海藻サラダ	不良	異物(合成樹脂製繊維様)混入	報告書徴収
12	西部	西部東	調理パン	第6条第4号 (疑い)	異物(プラスチック片様)混入	報告書徴収
13	和歌山県	西部	和生菓子	第6条第4号 (疑い)	異物(木片)混入	報告書徴収
14	神奈川県	北部	特殊フィッシュソーセージ (魚肉練り製品)	不良	腐敗, 異臭	報告書徴収
15	広島市	西部呉	かきの佃煮	不適正	異なるラベルの貼付	顛末書徴収
16	西部東	呉市	シュークリーム	第19条2項	ラベルキー表示の欠落 製造所所在地県名の表示欠 落	呉市へ通報
17	西部広島	福岡県	麦茶(清涼飲料水)	不良	異物(カビ様)混入	福岡県へ通報
18	西部東	倉敷市	ビスケット	第19条2項	添加物(保存料物質名)表示 欠落	倉敷市へ通報
19	西部	埼玉県	食用エゴマ油	不良	異味, 変色	埼玉県へ通報
20	西部東	西部	菓子(ポテトチップス)	不良	異物(毛髪)混入	報告書徴収
21	福岡県	東部	魚介類加工品 (しらす干し)	不良	異物(爪のような物)混入	報告書徴収
22	東部	香川県	コロッケ(冷凍食品)	第6条第4号 (疑い)	異物(ガラス片)混入	香川県へ通報
23	西部東	函館市	惣菜(イクラ醤油漬)	第6条第4号 (疑い)	異物(ガラス片)混入	函館市へ通報
24	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	第11条2項	基準を超える細菌数検出	一部営業禁止
25	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	第11条2項	E.coli最確数 490/100g検出	一部営業禁止
26	東部	東部	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足 (1.97%)	指導
27	東部	東部	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足 (1.90%)	指導
28	東部	広島市	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足 (1.68%)	広島市へ通報
29	東部	福山市	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足 (1.70%)	福山市へ通報

(注) 広島市, 呉市及び福山市を除く。

番号	通報機関	処理機関	品名	違反区分(条)等	違反等の内容	措置
30	東部	福山市	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.17%)	福山市へ通報
31	広島市	東部	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.9%)	指導
32	愛知県	西部呉	殻付きかき(生食用)	第19条2項	表示欠落	顛末書徴収
33	東部	広島市	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.69%)	広島市へ通報
34	東部	広島市	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.76%)	広島市へ通報
35	東部	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.97%)	広島市へ通報
36	西部広島	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.65%)	広島市へ通報
37	西部広島	広島市	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.83%)	広島市へ通報
38	西部	西部呉	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.83%)	指導
39	福山市	西部東	生かき(生食用)	不良	異物混入	注意指導票交付
40	広島市	西部	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.5%)	指導
41	広島市	西部呉	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(0.4%)	指導
42	北部	広島市	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.73%)	広島市へ通報
43	西部呉	西部呉	生かき(生食用)	第11条2項	E.coli最確数 330/100g検出	一部営業禁止
44	西部東	西部呉	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(0.23%)	指導
45	西部東	西部東	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(0.49%)	指導
46	西部東	西部東	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.22%)	指導
47	西部東	西部東	生かき(生食用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.10%)	指導
48	西部東	西部東	生かき(加熱調理用)	不良	つけ水の塩分濃度不足(1.34%)	指導

(注) 広島市、呉市及び福山市を除く。